

平成20年3月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成19年(ハ)第[REDACTED]号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成20年2月20日

判 決

愛知県岡崎市[REDACTED]

原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人司法書士 淵 真一郎

東京都中央区日本橋三丁目8番14号

被 告 新 洋 信 販 株 式 会 社

同代表者代表取締役 [REDACTED]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、13万6427円及びうち13万3453円に対する平成19年11月8日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文第1項と同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、被告に対し、原告が被告から借り受けた金員について、約定金利が利息制限法による制限利率を超過していることから、超過分を元金に充当したところ、過払いになっているとして、過払分につき不当利得返還を求めるとともに、過払分に対する民法所定の法定利息及び遅延損害金を求めた事案である。
- 2 争いのない事実等

- (1) 被告は貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）による登録をした貸金業者である。
- (2) 原告は、被告と消費貸借契約を締結し、別紙記載のとおり、繰り返し金員を借り受け、弁済した（取引日及び取引金額には争いが無い。）。
- (3) 上記契約には、元金又は利息の支払を一度でも遅滞したときは期限の利益を失い、直ちに元利金を一括して支払う旨の特約があった。
- (4) 原告は、被告に対する、平成14年9月26日の分割金の支払いを怠った。
- (5) 原告は、被告から領収書兼利用明細書（乙2の1ないし60）を受領した。

### 3 争点

- (1) 遅延損害金利率による請求の可否

（被告の主張）

ア 原告と被告は、本件契約締結時に、元金又は利息の支払いを一度でも遅滞したときは、期限の利益を失い、直ちに元利金を一括返済する旨の特約を結んだ。

イ 原告は、被告に対し、平成14年9月26日支払予定の分割金の支払いをせず、期限の利益を失った。

ウ 被告は、原告に対し、期限の利益を喪失したことを通知し、残金を一括返済するよう求めた。領収書兼利用明細書（乙2の2）には、「お客様は上記の日付で期限の利益を喪失しております。よって、当社の右記担当者にご連絡の上、元利金を一括にてお支払下さいますようよろしくお願い申し上げます。なお、期限の利益喪失日以降は遅延損害金の適用となります。」と記載し、上記に「平成14年9月26日から違約適用となっております」と記載して期限の利益を喪失していること及び一括で元利金を支払っていただくことを通知している。以降同様に支払の都度同書面を送付している（乙2の3ないし60）。

エ よって、期限の利益喪失後（平成14年9月27日以降）は、遅延損害

金の利率（21.9パーセント）で計算されるべきである。

（原告の主張）

ア 被告は、期限の利益喪失と主張する平成14年9月26日以降も、およそ5年にわたり、原告からの分割支払を拒否することなく受領し続けていた。その間、原告は、「お客様は上記の日付で期限の利益を喪失しております。よって、当社の右記担当者にご連絡の上、元利金を一括にてお支払下さいますようよろしくお願い申し上げます。なお、期限の利益喪失日以降は遅延損害金の適用となります。」と記載された「領収書兼利用明細書」（乙2の2ないし60）を被告から交付されたに過ぎず、その他の一括弁済を求める電話連絡、催告書による請求や訴訟による請求等、期限の利益を喪失したことによる一括返済を積極的に求められることは一度もなかった。

イ 「領収書兼利用明細書」（乙2）には、期限の利益喪失後（平成14年9月27日以降）においても、「次回お支払日」として、当初の約定支払日を記載しており、「次回ご請求額」にも約定の弁済額が記載され、「内お利息額」の記載はあるが、遅延損害金に関する記載はないため、期限の利益喪失日以前と以後の同書の金額欄においては全く差異がない。

一括請求の表示はあるが、真に一括返済を求めるのであれば、「次回お支払日」及び「次回ご請求額」を記載するのは矛盾している。

さらに、この一括請求の表示自体も、比較的小さな字で書かれており、全体として一見しても従前（期限の利益喪失前）の同書と変わりなく、格別の注意を惹くものではないため、むしろ同書を受領した原告からすれば、「次回ご請求額」に記載された金額を支払えば足りるものと認識し、以降も分割払いができるものと判断するのが通常である。

ウ 上記ア、イに記載した状況において、通常一般人の感覚として、期限の利益を喪失し一括返済をしなければならない状況にあることに思い及ぶは

ずもなく、客観的に見ても漫然と原告の分割支払を受領し続けた被告の対応は、期限の利益を再度付与したか、喪失を宥恕したものと解すべきであり、仮にそう解することができなくても、遅延利率での請求を行う行為は、被告の一連の対応を信頼した原告に対して信義則に反し、もしくは権利の濫用に当たり許されるべきではない。

(2) 被告は民法704条に言う悪意の受益者に当たるか。

第3 争点に対する判断（以下、括弧内の甲乙の数字は証拠によって認定した場合の証拠番号である。）

1 争点(1)について

(1) 事実経緯

証拠（甲1，乙1，2の2ないし60）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

被告は、被告において、原告が期限の利益を喪失したと主張する時点（平成14年9月26日）以降も、約5年後の平成19年6月まで、原告に対し、約定の分割金である6万3219円を毎月請求し続け、原告からの分割支払を拒否することなく受領し続けていた。その間、原告は、「お客様は上記の日付で期限の利益を喪失しております。よって、当社の右記担当者にご連絡の上、元利金を一括にてお支払下さいますようお願い申し上げます。なお、期限の利益喪失日以降は遅延損害金の適用となります。」と記載された「領収書兼利用明細書」（乙2の2ないし60）を被告から交付されていたが、その他の一括返済を求める電話連絡、催告書による請求や訴訟による請求等、期限の利益を喪失したことによる一括返済を積極的に求められることは一度もなかった。

(2) 判断

上記認定事実に記載のとおり、期限の利益を失ったとされる日から約5年後の平成19年6月まで、被告は、原告に対し、一度も一括返済を請求する

ことなく、約定の分割金を毎月請求し続けたことが認められる。このような場合、原告としては、特段の事情のない限り、期限の利益を喪失し、一括弁済をしなければならないという事態になっていることに気づかず、未だ分割払いができると考えていたと推測できる。また、被告においても、それを許容、助長するような行動を取っていたというべきであり、そのような事情があるのに、現段階に至って、初めて既に期限の利益を喪失しているとして、それを前提とした遅延損害金を求めることは、権利の濫用ないし信義則違反に該当するというべきであり、被告の反論はその限度で無効というべきである。

また、期限の利益を喪失したとされる日（平成14年9月26日）以降の領収書兼利用明細書（乙2の2ないし60）には、「次回お支払日」として、当初の約定支払日を記載しており、「次回ご請求額」にも約定の弁済額である「63219」が記載され、同金額が枠で囲まれ、同金額を前提とした充当関係が示されている（加えて、「内お利息額」の記載はあるが、遅延損害金に関する記載はない。）のであって、なるほどその下部には、一括返済を求め、今後は遅延損害金の適用になる旨の文言が記載され、右側枠内には

「遅延日数」、「延滞利息充当」と記載されているが、それ以前の領収書兼利用明細書（乙2の1）とは体裁等も同一である上、一括返済を求め、今後は遅延損害金の適用になる旨の文言にしても、特に注意を引くように太字で記載するとか大きな文字で記載するとかの工夫もされておらず、原告が期限の利益を喪失したことを理解させ、一括返済を求めようとしたものではないと認められる。むしろ、同書面を全体として見れば、書面を受領した者としては、約定の分割金である6万3219円が請求されているものであって、同支払をすれば足りるものと受け取るのが通常である。そうすると、同書面に「お客様は上記の日付で期限の利益を喪失しております。よって、当社の右記担当者にご連絡の上、元利金を一括にてお支払下さいますようよろしく

お願い申し上げます。なお、期限の利益喪失日以降は遅延損害金の適用となります。」等の記載があることをもって、原告の未だ分割払いができるという誤解を解消する措置が十分講ぜられていたということとはできない。

よって、原告については、期限の利益を喪失していないものとして扱われるべきである。

## 2 争点(2)について

被告は、貸金業の登録業者であるので、原告から弁済を受ける利息、損害金が利息制限法の法定利率を超えていることを認識し、かつ貸付けと弁済の経過を把握している。このような事情からすれば、被告は、原告が借入れと返済を繰り返すうちに、いずれ過払いの状態になることを認識していたことは明白である。したがって、被告には法律上の原因のないことを基礎づける事実の認識があるといえるから悪意であると認められる。

ただし、貸金業法43条の要件を満たす場合には例外的に違法性が阻却される。しかし、本件の場合、被告は、同法43条の主張自体をしないので、結局、被告は悪意の受益者に当たるといふべきである。

## 第4 結論

以上によれば、原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。

岡 崎 簡 易 裁 判 所

裁 判 官 徳 丸 哲 夫

# 計 算 書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

業者名 新洋信販株式会社

債務者 XXXXXXXXXX

取引日	借入額	返済額	日数	利率	利 息	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息5%	過払利息の 元本充当額
H14.07.18	2,000,000			15%	0		2,000,000	0	0	0
H14.08.26		63,219	39	15%	32,054	31,165	1,968,835	0	0	0
H14.10.07		65,000	42	15%	33,982	31,018	1,937,817	0	0	0
H14.10.25		64,000	18	15%	14,334	49,666	1,888,151	0	0	0
H14.11.26		64,000	32	15%	24,830	39,170	1,848,981	0	0	0
H14.12.25		64,000	29	15%	22,035	41,965	1,807,016	0	0	0
H15.01.24		64,000	30	15%	22,278	41,722	1,765,294	0	0	0
H15.02.25		63,400	32	15%	23,214	40,186	1,725,108	0	0	0
H15.03.26		63,400	29	15%	20,559	42,841	1,682,267	0	0	0
H15.04.28		63,400	33	15%	22,814	40,586	1,641,681	0	0	0
H15.05.27		63,400	29	15%	19,565	43,835	1,597,846	0	0	0
H15.06.27		44,000	31	15%	20,356	23,644	1,574,202	0	0	0
H15.07.29		46,000	32	15%	20,701	25,299	1,548,903	0	0	0
H15.08.29		47,000	31	15%	19,732	27,268	1,521,635	0	0	0
H15.09.29		48,000	31	15%	19,385	28,615	1,493,020	0	0	0
H15.10.28		48,000	29	15%	17,793	30,207	1,462,813	0	0	0
H15.11.27		46,000	30	15%	18,034	27,966	1,434,847	0	0	0
H15.12.29		48,000	32	15%	18,869	29,131	1,405,716	0	0	0
H16.01.28		46,000	30	15%	17,330	28,670	1,377,046	0	0	0
H16.03.01		48,000	33	15%	18,675	29,325	1,347,721	0	0	0
H16.03.26		45,000	25	15%	13,846	31,154	1,316,567	0	0	0
H16.04.27		46,000	32	15%	17,313	28,687	1,287,880	0	0	0
H16.05.27		45,000	30	15%	15,877	29,123	1,258,757	0	0	0
H16.07.02		46,000	36	15%	18,622	27,378	1,231,379	0	0	0
H16.07.29		28,000	27	15%	13,663	14,337	1,217,042	0	0	0
H16.07.30		20,000	1	15%	500	19,500	1,197,542	0	0	0
H16.08.30		50,000	31	15%	15,256	34,744	1,162,798	0	0	0
H16.09.27		45,000	28	15%	13,380	31,620	1,131,178	0	0	0
H16.10.28		45,000	31	15%	14,410	30,590	1,100,588	0	0	0
H16.11.30		46,000	33	15%	14,925	31,075	1,069,513	0	0	0
H16.12.27		46,000	27	15%	11,867	34,133	1,035,380	0	0	0
H17.01.24		41,000	28	15%	11,913	29,087	1,006,293	0	0	0
H17.02.28		45,000	35	15%	14,474	30,526	975,767	0	0	0
H17.03.28		42,000	28	15%	11,228	30,772	944,995	0	0	0
H17.04.27		46,000	30	15%	11,650	34,350	910,645	0	0	0
H17.05.24		44,000	27	15%	10,104	33,896	876,749	0	0	0
H17.06.27		43,000	34	15%	12,250	30,750	845,999	0	0	0
H17.07.27		44,000	30	15%	10,430	33,570	812,429	0	0	0
H17.08.26		45,000	30	15%	10,016	34,984	777,445	0	0	0
H17.09.27		45,000	32	15%	10,223	34,777	742,668	0	0	0
H17.10.25		45,000	28	15%	8,545	36,455	706,213	0	0	0
H17.11.28		42,000	34	15%	9,867	32,133	674,080	0	0	0
H17.12.27		46,000	29	15%	8,033	37,967	636,113	0	0	0
H18.01.27		48,000	31	15%	8,103	39,897	596,216	0	0	0
H18.03.02		48,000	34	15%	8,330	39,670	556,546	0	0	0
H18.03.27		45,000	25	15%	5,717	39,283	517,263	0	0	0
H18.04.27		45,000	31	15%	6,589	38,411	478,852	0	0	0
H18.05.29		45,000	32	15%	6,297	38,703	440,149	0	0	0
H18.06.27		46,000	29	15%	5,245	40,755	399,394	0	0	0
H18.07.31		45,000	34	15%	5,580	39,420	359,974	0	0	0
H18.08.28		46,000	28	15%	4,142	41,858	318,116	0	0	0
H18.09.27		46,000	30	15%	3,921	42,079	276,037	0	0	0
H18.10.27		46,000	30	15%	3,403	42,597	233,440	0	0	0
H18.11.27		48,000	31	15%	2,973	45,027	188,413	0	0	0

(注) 過払利息の元本充当額は、既発生 of 過払金に対する利息の合計額を借入元本に充当して計算したものである

# 計 算 書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

取引日	借入額	返済額	日数	利率	利 息	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息5%	過払利息の 元本充当額
H18.12.27		48,000	30	15%	2,322	45,678	142,735	0	0	0
H19.01.29		46,000	33	15%	1,935	44,065	98,670	0	0	0
H19.02.27		47,000	29	15%	1,175	45,825	52,845	0	0	0
H19.03.27		46,000	28	15%	608	45,392	7,453	0	0	0
H19.04.27		50,000	31	15%	94	49,906	-42,453	0	0	0
H19.05.28		46,000	31	0%	0	46,000	-88,453	0	180	0
H19.06.27		45,000	30	0%	0	45,000	-133,453	0	363	0
H19.11.07		0	133	0%	0	0	-133,453	0	2,431	0
									未充当計 2,974	

(注) 過払利息の元本充当額は、既発生<sup>の</sup>過払金に対する利息の合計額を借入元本に充当して計算したものである



これは正本である。

平成20年3月26日

岡崎簡易裁判所イ係

裁判所書記官

[Redacted signature]

